「文字・活字文化振興法」成立

1　立法の背景

文字・活字文化は、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識・知恵を継承し、さらに発展させていく上で不可欠であるのみならず、読書活動や創作活動等を通じた豊かな人間性の涵養、更には健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであり、ひいては、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与するものである。

文字・活字文化の振興については、平成一三年一二月に制定された文化芸術を創造的に振興するための「文化芸術振興基本法」において、出版物等の普及（第一二条）や国語教育の充実（第一八条）が盛り込まれるとともに、同月に引き続いて、特に子どもの読書活動を推進するための「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されており、これまでもこれらの法律に加え、図書館法や学校図書館法等の関連する個別法に基づく施策が講じられてきたところである。

しかしながら、昨今、国民の読書・活字離れが指摘されるとともに、平成一五年七月にOECD（経済協力開発機構）が実施したPISA（生徒の学習到達度調査）の調査結果では、読解力の低下傾向が明らかとなり、文字・活字文化の振興を図ることが重要な政策課題として認識されるようになった。

このような状況を踏まえ、これまで趣旨や目的が異なる各種の制度・枠組みの下で行われてきた個々の施策について、文字・活字文化を振興する観点から、それらを貫く基本理念を定めることにより、施策の総合的な推進を図るべく、超党派の活字文化議員連盟※により、本法律案が検討・提案されたものである。

※　活字文化議員連盟（法案提出時）

・代表幹事：石井郁子議員、河村建夫議員、鈴木恒夫議員、中川昭一議員、中野寛成議員、二階俊博議員、羽田孜議員、藤村修議員、冬柴鐵三議員、山岡賢次議員、横光克彦議員

・事務局長：肥田美代子議員

2　立法の過程

平成一七年六月一五日　活字文化議員連盟総会において法案を了承

平成一七年七月一五日　国会提出（提案者：衆議院文部科学委員長）

同日　衆議院本会議にて可決

平成一七年七月二二日　参議院本会議にて可決

平成一七年七月二九日　公布・施行

3　法律の内容

本法律において、以下の内容が定められている。

(1)目的（第一条関係）

文字・活字文化の振興に関する基本理念を定めること、国及び地方公共団体の責務を明らかにすること、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力

ある社会の実現に寄与すること。

(2)定義（第二条関係）

「文字・活字文化」とは、文章を読み、書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動、出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいうこと。

(3)基本理念（第三条関係）

① 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならないこと。

② 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならないこと。

③ 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、言語力（読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力）の涵養に十分配慮されなければならないこと。

(4)国及び地方公共団体の責務（第四条～第六条関係）

① 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を策定・実施する責務を有すること。

② 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体との連携の強化に努めるものとすること。

(5)地域における文字・活字文化の振興（第七条関係）

① 市町村は、公立図書館の設置及び適切な配置に努めるものとすること。

② 国及び地方公共団体は、司書等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずるものとすること。

③ 国及び地方公共団体は、大学図書館の一般公衆への開放、公開講座の開設等の活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。

④ 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとすること。

(6)学校教育における言語力の涵養（第八条関係）

① 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、教育方法の改善及び教育職員の資質の向上のために必要な施策を講ずるものとすること。

② 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずるものとすること。

(7)文字・活字文化の国際交流（第九条関係）

国は、文字・活字文化の国際交流を促進するため、必要な施策を講ずるものとすること。

(8)学術的出版物の普及（第一〇条関係）

国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、必要な施策を講ずるものとすること。

(9)文字・活字文化の日（第一一条関係）

国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、一〇月二七日を文字・活字文化の日とすることとし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとすること。

(10)財政上の措置等（第一二条関係）

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

4 文部科学省における本法律に関連する施策等

文部科学省においては、これまでも、「1」に掲げた法律等に基づき、図書館の充実、子どもの読書活動の推進、学校図書館の充実等、本法律の内容に関連する施策を推進してきたところである。

本法律の制定を受け、これらの施策の一層の推進とともに、「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいくこととしている。

また、法律施行後初めての「文字・活字文化の日」である平成一七年一〇月二七日には、「文字・活字文化の日シンポジウム」を開催し、文字・活字文化振興法の説明や、河合隼雄文化庁長官による基調講演、「今後の文字・活字文化の振興の在り方について」のパネルディスカッションを行ったところである。

(1)地域における文字・活字文化の振興（第七条関係）関連施策

① 公立図書館におけるサービスの充実

高度化・多様化する住民の要求に応える図書館サービスを実現するため、これからの図書館の在り方について検討を行うほか、平成一八年度からは地域における図書館サービスの充実を全域的に一層推進するための実践的な調査研究を行う。

また、図書館等の社会教育施設が中核となり、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図る「社会教育活性化二一世紀プラン」を実施している。

このほか、図書館職員に求められる専門的な知識・技術の一層の向上を図るための体系的・計画的な研修として、図書館司書専門研修、新任図書館長研修、図書館地区別研修を実施している。

② 地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動の推進

大学等の公開講座の内容及び実施方法の改善のための調査研究を行い、調査結果について事例集を作成し、大学等への普及を図っている。

③ その他（民間団体の支援等）

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに設置された「子どもゆめ基金」により、青少年団体等が実施する主として地域レベルの読書活動等に助成金を交付している。

(2)学校教育における言語力の涵養（第八条関係）関連施策

① 教育方法の改善及び教職員の資質の向上

児童生徒の国語力向上のための実践研究に取り組むモデル地域を指定する「国語力向上モデル事業」を実施しているほか、平成一八年度からは、全国の教員等を対象に教員同士の情報交換、質の向上を目的とした全国読解力向上フェア（仮称）を実施するべく検討を行っている。

また、独立行政法人教員研修センターでは、平成一七年度から国語力向上に向けた指導者養成研修を実施しているところであるが、平成一八年度以降は、読解力向上に係る研修内容の充実を図る予定である。

② 学校図書館の人的体制・物的条件の整備等

司書教諭の職務の重要性にかんがみ、「第八次公立義務教育諸学校定数改善計画（案）」において、読書活動推進のために司書教諭の配置が可能となるよう、教員定数の改善を盛り込んでいるところである。

また、学校図書館の蔵書の共同利用の在り方等について調査研究を行う「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」に加え、平成一八年度概算要求において、学校図書館支援センターの在り方について調査研究を行う「学校図書館支援センター推進事業」を実施するための経費を要求しているところである。

(3)文字・活字文化の国際交流（第九条関係）関連施策

我が国の優れた文学作品等を英語等に翻訳して諸外国で出版することにより、我が国の文化を海外に発信するとともに、我が国の文学水準の一層の向上を図ることを目的とした、現代日本文学の翻訳・普及事業を実施している。

(4)学術的出版物の普及（第一〇条関係）関連施策

学術研究の成果を公開するための図書で学術的価値の高いものの刊行に対する補助及び学術雑誌の電子ジャーナル化に必要なシステムの提供を行っている。